

編集後記

津田利治先生は享年九四歳で亡くなられた。このご高齢にもかかわらず、かくも多数の論文をおさめたこの追悼号が編めたのは、ひとつに先生が「現役」であり続けられたからである。ちなみに、直近のご出版は、三年前の『横槍民法総論（法人ノ部）』（法学研究会叢書）である。

この大先輩が齡九〇を超えても「現役」であつたという事実は、法律学科のみならず、法学部の全関係者に測り知れない知的刺激を与えてきた。いまその津田先生を失い、その存在の大きさをあらためて知る思いがする。

法学研究編集委員会では、この追悼号のあと、法学研究会叢書のひとつとして津田先生の遺作集を出版することを決めた。これには、会社法の基礎である法人法について論じた『会社法以前』（今日きわめて入手困難な私家版、昭和四五年）を中心として、先生が本誌上などで発表された会社法、手形法、法解釈方法論に関する諸論考が収録される。なかでも興味深いのは、昭和二三年に慶應義塾大学通信教育教材として書かれた「法の解釈と運用——新憲法施

行一周年によせて」である。これは、本誌七二巻六号に掲載した「津田利治先生主要著作目録」にも含まれていない幻の論考である。

津田先生は、ご自分で指摘される通り（津田祥子『つむじまがりの一世紀——義父 津田利治から聞いたこと』私家版、平成十一年、五七頁）、日本では数少ない利益法学の立場をとる学者であつた。「法の解釈と運用」は、「法学者という者は法律を作るものではなく、法律そのものを発見するものなのだ。それでない、日本の三権分立も怪しくなるね」（同五八頁）とする利益法学の立場が、津田先生の脳裏で凝縮してゆく様を示すものである。

最後に、この論文集に力作をお寄せいただいた執筆者の方々に深く感謝の意を表すとともに、この追悼号を謹んで先生のご霊前に捧げたい。〔N〕

二〇〇〇年二月

法学研究編集委員会